

## 借換専用あんしん住宅ローン（無担保）

(2024年8月1日現在)

1. 貸出期間	・1～25年
2. 貸出金額	(1)最低貸出金額及び単位 1万円以上 1万円単位 (2)貸出限度額 2,000万円
3. 金利変動の有無	・変動金利 (1)借入利率は、金庫が定める「労金変動型住宅ローンプライムレート」（基準金利）の利率（以下、「基準利率」といいます。）を基準として、基準利率の変動に伴ってその変動幅と同率で引き上げまたは引き下げられるものとしします。 (2)借入利率は、毎年4月1日および10月1日（以下、「見直し基準日」といいます。）に見直すものとしします。 (3)見直し後の借入利率は、見直し前の借入利率に今回見直し基準日現在の基準利率と前回見直し基準日現在の基準利率との差を加減した利率としします。 ただし、最初の借入利率の見直しの場合には、見直し前の借入利率に見直し基準日現在の基準利率と借入時の基準利率との差を加減した利率としします。 (4)見直しされた借入利率の適用開始日は、4月1日見直し基準日の場合は同年7月の約定返済日の翌日、10月1日見直し基準日の場合は、翌年1月の約定返済日の翌日からとしします。
4. 借入期間中の異なる金利適用の有無	・該当なし
5. 借入資格	(1)未成年者、制限行為能力者または住所不定でない方 (2)最終返済時年齢が81歳未満の方 (3)勤続年数が1年以上または安定継続した年収が150万円以上の方 (4)保証協会の保証を受けられる方
6. 資金用途	・本人または2親等以内の親族が居住する住宅のために他金融機関から借入した住宅ローン・リフォームローンの借換資金
7. 保証	・日本労信協の保証
8. 返済の方式と頻度	・「元利均等毎月払い」または「元利均等毎月払いと元利均等ボーナス払い併用」があり、何れかを選択していただきます。 (元利均等払いとは、融資金を毎月またはボーナス返済月の各返済日に一定の返済額〔元金＋利息〕で返済する方式です。)
9. 返済試算額の入手方法	・最寄りの本支店にてお申し出があれば試算いたします。
10. 返済額変更の基準と頻度（金利変動とは異なる）	(1)毎回の元利金返済額は、借入利率の変更の都度見直すものとし、それぞれ4月1日見直し基準日の場合は同年7月、10月1日見直し基準日の場合は翌年1月の約定返済日より新返済額に変更されるものとしします。（以下、この見直し方法を「都度の返済額の見直し」といいます。） (2)都度の返済額の見直しは、借入利率、残存元金、最終回返済日に基づき新返済額を算出するものとしします。ただし、新返済額は見直し前の返済額を下回らないものとし、この場合は元利金返済額を変更することなく返済回数を繰り上げるものとしします。
11. 保証料	・不要（ろうきん負担）
12. 返済条件変更の場合の手数料	・手数料無料
13. 金利情報の入手方法	・金利については窓口でお問い合わせください。

<p>14. 団体信用生命保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本商品はろうきん団信、3大疾病団信、就業不能保障団信、がん団信(リビングニーズ特約付)、引受緩和団信の対象商品です。</li>   <li>(1) ろうきん団信とは、死亡または所定の高度障害状態に該当した場合に保険金が支払われる保険です。</li> <li>(2) 3大疾病団信とは、ろうきん団信に特約として3大疾病と障害保障が付帯され、ローン利用者(被保険者)が次のいずれかに該当した場合に保険金が支払われる保険です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 3大疾病保険金 がん、急性心筋梗塞、脳卒中に罹患し所定の給付要件に該当したとき</li> <li>② 障害保険金 国民年金法施行令に規定する障害基礎年金の障害等級 1 級に相当する所定の障害状態に該当したとき</li> <li>③ 死亡(高度障害)保険金 死亡または所定の高度障害状態に該当したとき</li> </ul> </li> <li>(3) 就業不能保障団信とは、ろうきん団信に就業不能時の保障が付帯され、次のいずれかに該当した場合に給付金・保険金が支払われる保険です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 就業不能給付金 「就業不能状態」が3か月を超えたとき就業不能期間の返済相当額が支払われる</li> <li>② 長期就業不能保険金 「就業不能状態」が12か月を超えたとき融資残高の全額が支払われる</li> <li>③ 死亡(高度障害)保険金 死亡または所定の高度障害状態に該当したとき</li> </ul> </li> <li>(4) がん団信とは、ろうきん団信にがん保障特約が付帯され、次のいずれかに該当した場合に保険金が支払われる保険です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 所定のがんと診断されたとき</li> <li>② がんに関わらず余命6か月と判断されたとき</li> <li>③ 死亡(高度障害)保険金 死亡または所定の高度障害状態に該当したとき</li> </ul> </li> <li>(5) 引受緩和団信とは、ろうきん団信の加入査定で、健康上の理由により謝絶となったお客様を対象に引受条件を緩和した保険です。保障内容はろうきん団信と同じです。</li>   <li>・ろうきん団信、就業不能保障団信、がん団信は、連帯債務者であるご夫婦2人で加入することができ、どちらかに万一のことがあった場合に住宅の持分や返済額等にかかわらず保険金が支払われる「夫婦連生団信」もお取り扱いしています。</li> <li>・団信種類によって、住宅ローン金利に所定の金利が上乗せとなります。詳しくは最寄りの本支店へお問合せください。</li> </ul>
<p>15. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは下記のフリーダイヤルをご利用ください。</li> <li>電話番号 0120-480-975</li> <li>受付時間 平日 午前9時～午後5時</li> <li>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</li> <li>ホームページアドレス <a href="https://www.niigata-rokin.or.jp">https://www.niigata-rokin.or.jp</a></li> </ul>
<p>16. 第三者機関に問題解決を相談したい場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。なお、お客様が直接「仲裁センター」へ申し出ることも可能です。(【仲裁センター】は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。)</li> <li>【窓口：全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288</li> <li>受付時間 平日 午前9時～午後5時</li> <li>【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター:03-3581-0031、 第一東京弁護士会仲裁センター:03-3595-8588、 第二東京弁護士会仲裁センター:03-3581-2249</li> <li>※ 仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合せいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。</li> <li>ホームページアドレス <a href="https://www.niigata-rokin.or.jp">https://www.niigata-rokin.or.jp</a></li> </ul>